第58号議案

平成30年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針等の臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 教育長 大津 秀明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第3号の規定に基づき、平成30年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

平成30年度人事異動方針

- 久留米市立高等学校教職員-

久留米市教育委員会

平成30年度人事異動方針

- 久留米市立高等学校教職員-

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正 な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に 努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮 できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

平成30年度人事異動取扱要綱

- 久留米市立高等学校教職員-

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

- (1) 教職員の意欲と能力の活用
 - ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。
 - イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。
 - ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。
- (2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。 なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の 規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

- (4) 教職員の能力開発と意識改革の推進
 - ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機 会の拡大に努める。
 - イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。
- 2 昇任・降任及び採用について
- (1) 校長・教頭の任用について
 - ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の 管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その 際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人 材の登用を積極的に図る。
 - イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

- ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。
- イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、平成30年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用(更新を含む。)については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
 - 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
 - <u>三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その</u> 他の人事に関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(五~十九 省略)

(事務の委任等)

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - <u>四</u> 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その 他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(3~4 省略)

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(抜粋)

(委任)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
 - (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
 - (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
 - (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
 - (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
 - (5) <u>県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転</u> **補等の人事の内申**並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

(次号以下 略)

(臨時代理)

- 第3条 <u>教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理すること</u>ができる。
 - 2 前項の規定により**臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなけれ ばならない。**

第59号議案

平成30年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針等の臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 教育長 大津 秀明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16 2号)第21条第3号の規定に基づき、平成30年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

平成30年度

人事異動方針

- 久留米市立小·中·特別支援学校教職員-

久留米市教育委員会

人事異動方針

- 久留米市立小・中・特別支援学校-

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 変化の激しい時代の中で学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を促進し、 子どもに「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力」(まなぶ力、つながる力、 やりぬく力)を育成するために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学 校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における 市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 学力の保障と向上、人権・同和教育、生徒指導等の推進を図るため、要員の確保と人 事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、 人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図 る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、 その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

平成30年度人事異動取扱要綱

- 久留米市立小・中・特別支援学校-

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、平成30年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区(小学校3地区、中学校3地区、 久留米特別支援学校1地区)を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人 事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

① 教諭の選択方法(主幹教諭、指導教諭を含む)

学校種	学校選択の方法		
	① 4校を選択すること。		
 小学校	② 3地区から各1校以上選択すること。		
八子仪	③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区		
	から各1校選択すること。		
	① 4校を選択すること。		
中学校	② 3地区から各1校以上選択すること。		
十子仪 	③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区		
	から各1校選択すること。		
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。		

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法 人事異動地区(東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校)のうち、2 以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、 弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、 山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、御井小、山川小
南部地区 (15校)	莊島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、 城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、西牟田小、犬塚小、 三潴小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三潴中、城島中、荒木中、筑邦西中

- ③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。
- ※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。
- ※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。
- (3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望の有無にかかわらず1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
 - 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
 - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その 他の人事に関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(五~十九 省略)

(事務の委任等)

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - <u>四</u> 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その 他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(3~4 省略)

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(抜粋)

(委任)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
 - (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
 - (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
 - (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
 - (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
 - (5) <u>県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転</u> **補等の人事の内申**並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

(次号以下 略)

(臨時代理)

- 第3条 <u>教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理すること</u>ができる。
 - 2 前項の規定により**臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなけれ ばならない。**

第60号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 教育長 大津 秀明

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、後任委員を任 命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員

区分	新委員案(H30.1~H31.12)		
	氏 名	所 属	
	ミッゾノ リョウイチ 滿園 良一	久留米大学人間健康学部スポーツ医科学科教授	
学識経験者	ポリートデュキ 堀 秀行	保健医療経営大学理事兼事務局長	
	アライ マミ新井 真実	久留米信愛女学院短期大学講師	*
	ヤマダー タカオ 山田 貴生	久留米市議会議員	
市議会	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員	
	イシィ ションイチ 石井 俊一	久留米市議会議員	
学坛体态	伊藤浩規	久留米市中学校体育連盟会長	*
学校体育	岩城、紀美子	西国分小学校教諭	*
	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	
	大友 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	*
関係団体等	田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	*
	中村智美	総合型地域スポーツクラブクラブマネジャー	*
	伊藤正博	(公財) 久留米市体育協会常務理事	
	オデ 浩	障害者スポーツ指導員	*
その他市長が特に必要と認めた者	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会副会長	
	古賀喜美子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会	
	マツフジーノリコ松藤・倫子	健康運動指導士	
	リダー ビデキ 野田 秀樹	久留米市市民文化部長	

※は変更委員。

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区分	現委員(H29.12まで)		新委員案(H30.1~H31.12)		
	氏 名	所 属	氏 名	所 属	
	ミッソノ リョウィチ 満園 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授	ミツゾノ リョウイチ 滿園 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授	
学識経験者	堀 秀行	保健医療経営大学理事兼 事務局長	堀 秀行	保健医療経営大学理事兼 事務局長	
	タダウチ ユキコ 多田内 幸子	前久留米信愛女学院短期 大学教授	ァライ 新井 真実	久留米信愛女学院短期大学 講師	*
	ヤマダー タカオ 山田 貴生	久留米市議会議員	サマダー タカオ 山田 貴生	久留米市議会議員	
市議会	モリサキ マサキ 森﨑 巨樹	久留米市議会議員	森﨑 巨樹	久留米市議会議員	
	イシイ シュンイチ 石井 俊一	久留米市議会議員	イシイ シュンイチ 石井 俊一	久留米市議会議員	
学校体育	バ バゾノ トシュキ 馬場園 俊之	久留米市中学校体育連盟 会長	伊藤浩規	久留米市中学校体育連盟 会長	*
) MH H	佐々木 雅代	田主丸小学校校長	岩城 紀美子	西国分小学校教諭	*
	中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	
	小柳保之	久留米市剣道連盟会長	大友 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	*
関係団体等	オオクボ マサコ 大久保 正子	久留米市レクリエーション 協会理事	カータ カーコ 大嘉子	久留米市カヌー協会理事	*
	^{タカマツ} /ブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	中村智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネジャー	*
	伊藤正博	(公財) 久留米市体育協会 常務理事	伊藤正博	(公財) 久留米市体育協会 常務理事	
	稻益 都美子	城島小学校教諭	オデ 片 浩	障害者スポーツ指導員	*
その他市長 が特に必要 と認めた者	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	^{タカマツ} ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長	
	マッフジ ノリョ 松藤 倫子	健康運動指導士	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	
	ノダ ヒデキ 野田 秀樹	久留米市市民文化部長	マッフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士	
	_	_	ノダ ビデキ 野田 秀樹	久留米市市民文化部長	

※は変更委員。

○ スポーツ基本法 (平成23年6月24日法律第78号) (抜粋)

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

- 第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの 推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、 審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置 くことができる。
- 〇 久留米市スポーツ推進審議会条例(平成23年12月14日久留米市条例 第35号)(抜粋)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第3 1条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育 委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議 する。
 - (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

H29.11.13からH29.12.15 受付分まで ※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	※区分の★は新規に 場所	平調がめ 区分	担当課
1	平成30年2月24日(土) 14:00~16:00	親と子の法律教室	福岡県司法書士会	えーるピア久留米		学校教育課
2	平成29年12月16日(土) 12月23日(土·祝) 9:30~17:00	青少年のためのサイエンス モール in くるめ2017	高等教育コンソーシアム 久留米	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
3	平成30年2月25日(日) 8:30~18:00	第8回三潴旗争奪剣道大会	三潴地域剣道連盟	みづま総合体育館	後援	三潴総合支 所文化ス ポーツ課
4	平成30年2月4日(日) 8:00~17:00	第33回青少年ミュージック フェスティバル	浮羽ライオンズクラブ	うきは市文化会館	後援	学校教育課
5	平成30年3月18日(日) 10:00~15:30	おくすり健康フェアinくるめ 2018	一般社団法人 久留米 三井薬剤師会	久留米シティプラザ4 階中会議室	後援	学校教育課
6	平成29年12月3日(日) 10:00~12:30	冬のおはなし会	おはなしポケット	高良内コミュニティセ ンター	後援	生涯学習推 進課
7	平成29年12月15日(金) ~12月24日(日) 各10:00~17:00 ライトアップ実施日は 10:00~20:00	久留米市美術館1周年記念事業 石橋文化センターミュージアムクリスマス	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化センター全域	後援	生涯学習推 進課
8	平成29年12月17日(日) 16:00~20:00	第24回定期演奏会	久留米大学学友会吹奏 学部	石橋文化センター大 ホール	後援	生涯学習推 進課
9	平成29年12月20日(水) 17:00~20:00	ほとめき キャンドル・ナイト・ライブ 2017	ほとめきイベント実行委 員会	ほとめき通り商店街	後援	生涯学習推 進課
10	平成30年3月16日(金) 19:00~21:00	ポーランド・シレジアフィル ハーモニー管弦楽団 久留 米公演	ピアノグループシュテル ン	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推 進課
11	平成30年4月15日(日) 13:00~16:00	結成20周年記念 くるめシ ティーブラスの音楽会	くるめシティーブラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
12	平成30年5月13日(日) 14:00~16:00	40周年記念 第10回 女声 合唱団コール・タンポポコン サート	女声合唱団コール・タン ポポ	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推 進課
13	平成30年5月27日(日) 13時開演予定	第29回くるめ新人演奏会	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課

平成29年第4回(12月)久留米市議会一般質問回答要旨質問一覧(教育部関連)

	貝叫 克(牧 月 即 肉 庄 /		
質問議員	質 問 内 容		
<個人>			
秋永 峰子 議員	2 学校現場の超過勤務の実態とその対策について		
塚本 弘道 議員	3 教育行政について (1) 教員の働き方改革について		
田中 貴子 議員	1 投票率向上の取り組みについて(3) 市立高校における主権者教育について		
甲斐 征七生 議員	2 民間委託後の学校給食について(1) 調理員について(2) 給食内容について(3) 事故について		
別府 好幸 議員	4 少子化と小規模特認校への対応について		
森﨑 巨樹 議員	2 教育政策について(1) 英語教育について(2) 授業へのICT活用について		
金子 むつみ 議員	2 中学校給食について(1) 給食配膳員について(2) 主食(米飯、パン)の問題について3 スクールカウンセラーについて(1) その役割と現状、配置について(2) カウンセラーの待遇について		
原 学 議員	1 教育行政・学校環境について (1) 教職員の休職実態とその対応は 学 議員 (2) 生徒の問題行動の実態とその対応は (3) 教育改革(反転授業の導入)について (4) 学校再編(適正化)の方向性は		
田中 多門 議員	4 地方教育行政法改正後の市長の取り組みについて		
	(#/- ** +ppp / / *)		

(教育部関係)

個人

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 2 学校現場の超過勤務の実態とその対策について

【質問趣旨】 超過勤務の原因のひとつとして教員不足があると思うが、その現状と今後の対応 をどう考えるのか。

【回答要旨】 1 教員不足の現状について

教員不足は全国的な問題となっておりますが、久留米市においても、特に小学校で本年度当初に学級担任以外の教員に13名の欠員が出ておりました。その後、学校と連携した講師確保の取組を進めたことにより、一旦は欠員が1名となりましたが、年度途中の病気休暇や育児休暇等の取得者が出たことから、11月末の段階で、小学校に10名の欠員が生じている状況にあります。

2 今後の対応について

このような状況が生じる大きな原因として、久留米市の正規教員率が国や 県よりも低いことがあげられます。具体的には、平成28年度の正規教員率の 全国平均が93.2%であるのに対して、県は87.6%、久留米市は、それよりも 低い84.1%となっております。 そこで、現在、次年度に向けての正規教員率の向上を図るため、<u>新規採用教員についてこれまで以上の人数を配置してもらうことや、福岡県が新規に採用する教員の中で、他県で正規教員として勤務していた者についても、数多く久留米市に配置してもらうことを県教育委員会に対して強く要望しているところです。</u>

教員の正規率の向上は、教員の多忙化解消にとっても意義と効果があることですので、その実現に向けて最大限努力していきたいと考えております。

2回目

【質問趣旨】

教員不足以外の要因による多忙化もあると思うが、その現状はどうなっているのか。また、多忙化解消のため、これまでの改善策の効果の検証とともに、総合教育会議で示されているタイムカードの導入などの具体策に早急に取り組むべきだと考えるがいかがか。

【回答要旨】

1 教員の多忙化の現状について

文部科学省の調査の結果によりますと、平日の学校内の勤務時間は、小学校、中学校の教諭でともに 11 時間を超えるという長時間労働の実態が明らかになっております。

久留米市におきましても、文部科学省の調査結果と同様の<u>大変厳しい状況に</u> あると認識しており、教員の超過勤務縮減への対応は重要な課題であると考え ております。

2 多忙化解消の今後の対応

現在も各学校において、教員の事務負担の削減を図る校務支援システムや教材作成の効率化を図るイントラネットの活用など、学校ICT環境の一層の活用とあわせて、会議等の精選を行うなど、業務改善の取組を進めています。

今後、<u>これらの取組が、多忙化解消に向けた実効性ある取組となっているのかについて検証することは大変重要なことであり</u>、そのためには、教員の勤務時間を客観的に把握するシステムの構築が必要であると考えております。

教員の多忙化解消については、市長が主催する総合教育会議でも今年度の主要な協議事項としており、その中で、業務改善の基本であり、働き方の意識改革にもつながる正確な労働時間の把握のためのタイムカードの導入についても協議を行っているところです。あわせて、教員の事務作業や中学校における部活動指導の負担軽減策、さらに、教育委員会からの調査文書の精選など、今後考えられる新たな取組についても協議を重ねております。

市教育委員会といたしましては、総合教育会議でのご意見等を踏まえ、<u>今後</u>とも学校と連携を図りながら、多忙化解消策の構築に努めていきたいと考えております。

【質問議員】 塚本 弘道 議員

【質問要旨】

- 3 教育行政について
 - (1) 教員の働き方改革について

【質問趣旨】

- ①本年度に本格導入された校務支援システムの活用状況はどうか。
- ②校務支援システムの有効活用を含めて働き方改革全般について、教育現場から の改善意見、要望等をどのように集約し、支援しているのか。

【回答要旨】

1 校務支援システムの活用状況について

久留米市では、平成28年度に、教職員の事務負担の軽減等を目的とした 校務支援システムについて、学校のICT環境の整備とあわせて、約1億5 千万円の費用をかけて導入したところです。本年度からは、このシステムを 小・中・特別支援学校全校で本格的に稼動させ、児童生徒一人ひとりの情報 <u>を一元化し、それらの情報を学習指導や生徒指導、進路指導に活用することで、校務の効率化を図ることとしております。</u>

現在、出欠状況、成績処理、通知表、指導要録、健康診断結果などに活用を行っているところです。

今後、様々な文書作成が効率化され、教員の多忙化の解消につながっていくものと考えており、<u>久留米市の学校における働き方改革を進める上でも、</u> その成果を期待しております。

2 教育現場からの意見、要望等の集約について

この校務支援システムが十分な成果を上げるためには、教職員がその操作に習熟するための期間や学校状況にあわせたシステム運用の微調整が必要となります。そのため、現在、市教育委員会各課と小中学校校長会・教頭会の代表等で構成するICT活用推進協議会およびワーキンググループで、学校現場での活用状況についての意見を集約し、改善を図りながら、円滑な運用に取り組んでいるところであります。

あわせて、学校現場に対する支援としては、校務支援システム構築を委託した業者の専門家を定期的にサポートスタッフとして派遣しております。また、校務支援システム利用上の疑問等があれば電話で質問できるヘルプデスクによるサポート体制も整備しております。

以上のような学校 I C T環境整備による支援に加え、学校における働き方 改革全般についても、小中学校校長会の代表と市教育委員会各課の管理職で 構成する<u>教育課題検討委員会において定期的に意見を集約し、久留米市とし</u> て実施可能な取組について協議を行っているところであります。

2回目

【質問趣旨】

- ①岡山市が行っているような部活動外部指導者や学校業務アシスト職員の配置な ど多角的な取組は進められないのか。
- ②働き方改革を進める上では学校での取組だけでは限界があり、保護者や市民の 理解と協力が重要だと考えるがいかがか。

【回答要旨】

1 多角的な取組について

本年8月末に報道されました文部科学省の概算要求によりますと、教員の働き方改革関連の事業予算として、プリントの印刷や授業準備、採点の補助など教員の支援にあたる「スクール・サポート・スタッフ」や、教員に代わって部活動の指導を行う部活動指導員配置促進などの予算が新たに要求されています。

<u>今後、このような国の動向を見極めつつ、久留米市の事業としてのあり方について研究していきたいと考えております。</u>

2 保護者や市民の理解と協力について

本年9月に、小中学校等の全ての保護者に対して、<u>久留米市教育委員会と小</u>中学校PTA連合協議会、小中学校校長会の連名で作成した「市内一斉定時退校日にご理解とご協力をお願いします」と題したチラシを配布しました。

これは、教員が子どもと向き合うためのエネルギーを充電する取組として、 月に2回、定時で退校することへの協力依頼を行ったものであります。

この取組に対して、各学校には、保護者や地域の皆さんから「このような取組は大切である」などの理解ある温かい意見をいただいております。

しかしながら、多角的な取り組みを含めて学校における働き方改革を推進する上では、より多くの保護者の皆さんから、理解と協力をいただくことが大切であると考えております。

そこで今後とも、総合教育会議において、引き続き学校における働き方改革 についての協議を重ねるとともに、市教育委員会において具体策を検討してい きていと考えております。また、広く市民の皆さんに対しても、様々な機会を 通じて教職員の多忙化の現状や働き方改革に対する周知の取組を進めていき たいと考えております。

【質問議員】 田中 貴子 議員

【質問要旨】 1 投票率向上の取り組みについて

(3) 市立高校における主権者教育について

【質問趣旨】 市立高校における主権者教育の現状と今後の取組について

【回答要旨】 1 基本的な考え方

選挙権年齢が満18歳以上となったことに伴い、市教育委員会では、市立 高校の生徒が主体的な判断や行動ができる資質を育むことを目標に、主権者 として必要な政治的教養の育成や選挙制度への理解などの指導が重要である と考えています。

2 主権者教育の現状について

市立高校では、公民科を中心に政治や選挙制度のほか、政治的教養に不可 欠な日本の現状や課題について学習しています。また、<u>学校生活の様々な場</u> 面で、政治的教養の基盤となる「課題を多面的に捉え自分の考えを作る力」 や「根拠を持って自分の考えを主張し説得する力」を育成しています。

更に、文部科学省の副読本を活用した討論型の学習や選挙公報を活用した 政策の比較など、投票行動を促す指導も行っています。

3 平成28年度以降の取組について

卒業前の3年生に対して、選挙人名簿の仕組みを周知し引越しの際に住民 票異動を促すチラシを配付するなどの啓発を行いました。

また、南筑高校では、平成28年10月に、衆議院議員補欠選挙の立候補者による公開討論会の企画運営に参画するとともに、平成28年度以降3回の国政選挙において、近くの久留米大学に設置される期日前投票所を活用し、投票への呼びかけを行っているところです。

4 今後の取組について

授業をはじめとする学校生活において、政治的教養の育成を図るとともに、 実際の投票箱を活用した生徒会役員選挙や選挙ポスターの作成、市選挙管理委員会による出前授業の実施に取り組んでいきます。

また、久留米大学の学生で組織する投票促進委員会など、関係団体との連携を通して主権者教育の充実を図り、政治的参加意欲の向上に努めていきたいと考えています。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 2 民間委託後の学校給食について

(1) 調理員について

【質問趣旨】 民間委託が完了しているが、調理員の入替りの数、入替りの理由はどうなっているか

【回答要旨】 1 学校給食調理業務の民間委託について

学校給食調理業務については、平成13年及び16年の2回にわたる行財政 改革調査特別委員会からの提言を踏まえ、平成16年度から民間委託に取り組 み、学校内で調理・提供する自校方式の42校と田主丸共同調理場を、平成27 年度までに全て民間委託しました。

3 受託業者の調理員の入替りについて

平成28年度は、委託している自校方式42校と田主丸共同調理場において 調理員305名のうち50名が人事異動や退職により入替っており、入替り率は 16.4%となっております。

なお、入替った 50 名のうち退職した 3 4名の退職理由については、<u>家庭の</u>事情や体調によるものと聞いております。

【質問要旨】

- 2 民間委託後の学校給食について
 - (2) 給食内容について

【質問趣旨】 民間委託後の残食や異物混入の状況はどうか。

【回答要旨】

1 民間委託後の残食及び異物混入について

給食調理業務の委託化が完了した平成27年度以降の残食率平均は、平成27年度は小、中学校とも2.7%、平成28年度は小学校2.6%、中学校2.2%となっており、平成25年度の全国平均6.9%と比較しても低い状況です。

また、民間委託した自校方式校42校と田主丸共同調理場においては、合計すると1日あたり約19,600食の給食を提供しております。

その中で、受託業者の確認漏れ等が原因で発生した異物混入の件数は、平成 27 年度が 12 件、平成 28 年度が 11 件となっております。

【質問要旨】

- 2 民間委託後の学校給食について
- (3) 事故について

【質問趣旨】 調理器具の紛失や破損などの事故発生の状況はどうか。委託化して、事故が増え たのではないか。

【回答要旨】

1 事故発生の状況

民間委託後、受託業者のミスが原因で発生した調理器具の破損などの<u>事故</u>件数は、27年度が6件、28年度が11件です。

事故が発生した際には、受託業者に対して、破損した器具等の原状回復を 求めるとともに、原因と再発防止策について書面と口頭で報告を求め、厳し く指導しております。

2 民間委託後の総括について

まず、経済的な効果として、<u>委託完了後は、単年度で約4億2千万円が削</u>減されるという行革効果が表れております。

「委託化により確保した財源で、全中学校で給食を実施すること」という 行財政改革調査特別委員会からの提言を踏まえ、平成22年の2学期から、全 ての中学校において給食を開始しました。

また、委託に伴い、学校栄養士の配置や磁器食器の導入も行い、給食内容や食指導の充実も図っております。

民間委託後も、安全でおいしい給食が子どもたちに提供されていると考え ております。

2回目

【質問趣旨】 包丁紛失についてどのような対応を行ったのか。

【回答要旨】 ご指摘のとおり、小学校の給食調理場におきまして、包丁が紛失した事案 が発生しました。この原因につきまして様々調査したところですが、包丁の

発見というところには至っておりません。

しかしながら、この原因と再発防止について書面と口頭で報告を求め、基本的に守らなければならない、久留米市が作成した学校給食衛生管理マニュアルや各種基準に基づいて<u>衛生管理の徹底や事故の防止に努めるよう厳しく</u>指導したところです。

3回目

【質問趣旨】 民間委託前にこのような事故はあったのか。また、業者を厳しく指導したとのことだが、それだけでいいのか。

【回答要旨】

委託前の事故の件数については把握しておりませんが、調理業務は、国等が定めた各種基準やマニュアルに基づいて行うものであり、このことは、委託前においても委託後においても同様であります。

教育委員会では、学校保健課職員による定期的な巡回指導を実施してきました。これに加えて、学校現場における調理作業や衛生管理の状況を日々間近で確認している学校栄養士から、学期毎に情報収集を行い、教育委員会から各受託業者に指導を行っております。

また、今年度からは、受託業者自身が行っている調理現場の巡回指導や改善の状況についても、全ての業者に毎月報告を求めるようにしたところです。このように様々な手段・方法を用いて調理業務・給食内容の質の維持・向上を図っております。

【質問議員】 別府 好幸 議員

【質問要旨】 4 少子化と小規模特認校への対応について

【質問趣旨】 少子化に伴い、小学校の小規模化が進む中で、導入した小規模特認校制度について、効果と課題をどのように認識しているか。また、今後の対応について伺いたい。

【回答要旨】 1 学校小規模化の課題認識について

全国的に少子化が進む中、本市の小・中学校の児童生徒数につきましては、小学校では昭和57年の約27,400人、中学校では昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では小学校で約16,700人、中学校で約7,600人と、ピーク時の約60%となっております。ここ数年は、久留米市が進めてまいりました定住促進政策などにより、児童数は増加しているものの、今後さらに小規模化が進むことが想定され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、23年後には小学校で11,500人、ピーク時の約40%となっています。

学校小規模化が進行しますと、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、 切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」など児童生徒への影響が顕著となり、 市教育委員会としましては、<u>将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の</u> 維持・向上を図り、子どもの「生きる力」を育むことができる学校教育を保障 する観点から、学校小規模化への対応は重要な課題であると認識しています。

2 小規模特認校の実績と評価について

市教育委員会では、平成25年2月に通学区域審議会から「小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応」についての中間答申を受け、複式学級を回避・解消するために小規模特認校制度を導入しました。

平成26年度及び27年度に大橋小、下田小、浮島小の3校、さらに平成29年度には柴刈小において児童受け入れを行い、現在32人が校区外から特認校制度を活用して通学しています。

このうち、大橋小と柴刈小においては複式学級を回避でき、児童の学習・

生活面及び学校運営上の一定の成果が認められました。

しかしながら、既に複式学級が固定化した浮島小、下田小の2校では、特認校制度を活用しても複式学級を回避・解消できず、著しく児童数が減少した学校に対しては有効ではないと総括しています。

3 今後の小規模特認校制度の運用について

このような特認校制度の評価を踏まえ、制度の運用にあたっては、

- ①複式学級が発生する見込みがあるが、その拡大にいたらないこと
- ②複式学級の回避に必要な児童数が確保できること
- ③入学・転入学児童の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に 対する懸念がないこと

という条件を満たす学校を対象に適用していくことを教育委員会議で決定しています。

今後、特認校制度については、この運用の考え方に基づき、児童数の推計 をもとに慎重に検討を行いながら、成果が期待できる場合に小規模化対応の 一方策として活用していきたいと考えています。

【質問議員】 森﨑 巨樹 議員

【質問要旨】 2 教育政策について

(1) 英語教育について

【質問趣旨】 市の英語教育におけるコミュニケーション能力の育成に関する現状と課題につい て問う。

【回答要旨】 1 基本的な考え方

グローバル化が急速に進む21世紀は、英語を用いて互いの考えを伝え合い、理解し合うことが一層求められています。したがって、<u>これからの英語教育では、コミュニケーション能力の育成が重要であると考えています。</u>

久留米市では、教育に関する大綱を平成27年11月に定め、それを受け、市 教育委員会では平成28年3月に第3期久留米市教育改革プランを策定し、そ の中で「外国語教育の推進」を掲げています。

2 コミュニケーション能力の育成に関する現状

久留米市では、学校の様々な教育活動において、外国人との交流を通して外国の文化を学び、多様な価値を認め合うことで英語への関心を高める取組を行っています。

特に、外国語活動や外国語の授業では、英語を母国語とする外国語指導助手 (ALT) を活用しており、基本的には小学校5・6年生の外国語活動に年間35時間中18時間以上、中学校は年間140時間中25時間以上配置しています。その上で、小学校では担任とALTが連携し、英語への親しみを高めるような授業を行い、中学校では、スピーチやALTとの会話など、より実践的なコミュニケーションの学習に努めているところです。

3 コミュニケーション能力の育成に関する課題

平成28年8月に文部科学省が示した外国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめでは、「中学校の外国語科の授業において、コミュニケーション能力の育成を意識した取組が十分に行われておらず、互いに伝え合うコミュニケーション能力の育成が課題である」と述べられています。

久留米市の英語教育においても同様の課題があると認識しており、<u>今後は「文法や語彙の定着に重点を置いた授業」から「児童生徒が思いや考えを英語で伝え合う、コミュニケーションを中心とした授業」へと改善する必要があると考えています。</u>

2回目

【質問趣旨】 課題の解決に向けた取組と今後の方向性について問う。

【回答要旨】 1 課題の解決に向けた久留米市の取組

このたび改訂された教育課程を編成する際の基準となる学習指導要領では、 英語のコミュニケーション能力の習得が一段と強調され、小学校から中学校へ の円滑な接続が重視されています。

そこで、久留米市では、平成32年度からの小学校における学習指導要領の全面実施に向け、平成28・29年度の2年間で、全ての教員を原則対象とする研修を実施し、英語のコミュニケーションを中心とした楽しい授業づくりを実現する指導力の向上を目指しているところです。

また、平成33年度から全面実施される中学校では、平成28年度から「中学生イングリッシュ・キャンプ」を実施し、英語のみを用いた活動や宿泊体験を行うことにより、コミュニケーション能力の育成を図っています。

さらに、市負担により、中学校3年生全員の英語でコミュニケーションをとるために必要な力が重視されている英語検定受験への取組を進め、生徒のスピーチ力やリスニング力の育成に努めています。

2 今後の方向性

第3期久留米市教育改革プランに基づき、児童生徒の英語への関心を高め、 コミュニケーション能力を育成するため、これらの取組を引き続き推進し、総 合的な英語力の向上に努めていきます。

【質問要旨】 2 教育政策について

(2) 授業へのICT活用について

【質問趣旨】 久留米市のICT活用の意義と、現在の整備状況はどのようになっているのか。

【回答要旨】 1 ICT活用の意義について

教育におけるICTの活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、子どもたちの主体的・協働的・探究的な学びを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものです。

また、特別な支援が必要な子どもたちの指導においても極めて有効であります。このことから、久留米市におきましても、第3期久留米市教育改革プランの3つの重点を支える施策として、ICT環境の整備を進めてきたところです。

2 ICT環境の整備状況について

久留米市では、非常勤を除く<u>教職員全員に一人一台の業務用パソコンを配布</u> <u>し</u>、授業で使用する教材プリントや研究発表資料等の作成ができる環境を整えております。無線LANについては、未整備の状況ですが、一方で、<u>全ての普通教室からも超高速インターネット接続ができるように校内LANを整備</u>しております。

また、各学校のパソコン教室と普通教室に教育用パソコンを設置するとともに、大型テレビモニターを各学級に1台ずつ、実物投影機を各学校に2台、電子黒板およびプロジェクタを各学校に1台整備しております。

文部科学省では、ICT機器の整備について、指針を示していますが、全国的に見ても整備率は決して高いとは言えない状況です。 同様に、久留米市でも、整備する機器の内容によっては、ばらつきがあり、指針に達していないものもあります。

しかし、従前より、普通教室、特別教室で効果的に使用できるようICT機器の整備に努めてきているところです。あわせて、日常的なパソコン使用による教員のICT活用力の向上とともに、教員の活用スキル向上のための研修を

行ってきたところです。

また、教員のICT活用能力には個人差があるものの、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」においては、<u>久留米市の教員の</u>約8割が教材研究や指導の準備、評価などにICT機器を活用できると回答しております。

2回目

【質問趣旨】 授業へのICT活用はどのような状況で、どのような整備を進めていこうと考えているか。

【回答要旨】

1 久留米市の取組について

ICT機器を効果的に活用することで、授業の活性化や、子どもたちの学力向上も期待されます。本市でも、学校ICT環境再構築事業において、平成28年度より、急速に発展するICT環境の変化に対応できる教育環境を段階的に整えてきているところです。

その一つとして、データを共有し活用を図るための学校間及び教育委員会を 結んだイントラネットを構築し、環境を整備しているところです。特に、学習 指導案や補助教材のほか、本年度の教育センターのICT活用調査研究班で作 成中であるフラッシュ教材などの資料を充実させ、今後、活用できるように取 組を進めているところです。

現在の整備状況の中で授業においては、パソコンとテレビモニターを組み合わせ、Web上の情報や教科書、子どものノートなどを拡大提示するなど、<u>創</u>意工夫して、ICT機器を活用した子どもの興味・関心の高揚や、学習内容の理解の深化を図っております。

2 今後の方向性について

授業へのICT活用は、情報活用能力の育成の観点や、学びの質の向上の 観点からも意義深いものがあります。これから一層の進展が想定されるIC T機器については、引き続き整備していく必要があると考えています。

今後も、ICT機器の効果的な活用について<u>先進自治体の取組等の情報を</u>収集し研究していきたいと考えております。

3回目

【質問趣旨】 IT企業など民間事業者の力を活用した他市の取組を参考にすべきではないか。

【回答要旨】

1 他市の取組について

これまでも、授業の活性化や、子どもたちの学力向上につながるICT機器の効果的な活用を目指して、ICT機器の整備に努めてきてました。

しかしながら、様々なICT機器を整備していくためには、財政的な負担も少なくないことから、今後も、<u>他市での民間事業者との連携等も調査しながら</u>、よりよい教育環境の整備を図るとともに、ICT機器の効果的な活用について先進自治体の取組等の情報を収集し研究していきたいと考えております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 中学校給食について

(1) 給食配膳員について

【質問趣旨】 ①給食配膳員はどんな仕事をしているのか。

- ②給食配膳室の環境改善として、エアコンを設置できないか。
- ③食育の観点から、給食配膳員が給食を試食して子供たちとのふれあいができないか。

【回答要旨】

1 給食配膳員はどんな仕事をしているのか。

給食配膳員は、学校給食を円滑に実施するため、中央学校給食共同調理場から配食している中学校14校と田主丸学校給食共同調理場から配食している 小中学校8校の配膳室に配置しております。

2 エアコンの設置について

配膳室は給食への異物混入の防止等の安全性の面から窓やシャッターを閉めて業務をおこなうことにしており、夏休みの前後の期間は高温となることから、環境改善策として、配膳室へ扇風機を配置しております。夏場の高温の状況ですが、今年度中央学校給食共同調理場が配食しております 14 の中学校では、夏休み前後の 7月 14 日から 19日と 8月 28日から 9月 8日の 15日間で室温の調査を行いました。その結果は、期間中の室温の平均は 32° で、最高気温が 35° を超えた箇所は 14 箇所中 7 箇所、その平均日数は 3.7 日で、最も高い室温で 36.4° となっています。

このように、高い気温のときもありますので、環境改善策として、配膳室へ 扇風機を配置し、対応しているところです。

なお、給食配膳員の勤務時間は2時間30分で、そのうち閉め切った状態で業務を行う時間が1時間20分程度であります。また、人員の配置は各学校に1名又は2名である状況です。このことから、給食配膳室へのエアコンの設置については難しいと考えております。

3 給食の試食について

給食の安全性の確保や味付け等の点検については、学校長が事前に検食を行うことで対応しております。

そのため、給食の試食については、配膳員の業務として設定しておらず、2時間30分の業務時間には含んでおりません。

また、毎日の配膳作業や教師による児童生徒への指導を通して、日常的に給食配膳員と子どもたちには挨拶や会話といった関わりが生まれており、そのことが食への関心等を育んでいると認識しております。

2回目

【質問要旨】

2 中学校給食について

(1) 給食配膳員について

【質問趣旨】 衛生管理上、給食配膳室にエアコンを設置すべきではないか。

【回答要旨】

給食配膳室における副食の保管は、厚生労働省が定めた大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく保管できるよう専用の保温食缶や保冷剤を使用しており、適切な温度管理が可能となるよう、衛生管理に努めております。今後も現場の状況を把握しながら円滑な給食の提供ができるように努めていきたいと考えております。

【質問要旨】 2 中学校給食について

(2) 主食(米飯、パン)の問題について

【質問趣旨】

①中学校の米飯について、中央学校給食共同調理場で炊飯できないか。なぜ、市 外(田川市)の業者が炊飯し配送しているのか。

②パンがおいしくないと聞くが、改善できないか。

【回答要旨】

1 中央学校給食共同調理場での炊飯と市外業者の配送について 中央学校給食共同調理場では、中学校14校に給食の副食を提供しています。 主食の米飯やパンは県内の市町村に一元的、安定的に主食を供給している公益 財団法人福岡県学校給食会から購入しています。具体的には、県学校給食会が 手配した事業者が、パンの製造や久留米産の米を炊飯し、各学校に配送する仕組みとなっております。

共同調理場は、このような供給体制の利用を前提にして整備していることから、炊飯施設を保有しておらず、また、<u>新たに炊飯施設を設けることはスペー</u>スの問題から困難となっております。

なお、主食の供給は、<u>市内の事業者だけでは不足することから、市外の事業</u>者からも供給されていますが、可能な限り市内又は近隣の事業者から納入してもらえるよう、県学校給食会に要望しているところです。

2 パンの改善について

県学校給食会においては、小麦粉などのパン食材の事業者への提供、工場での食材の在庫管理状況の検査、パンの品質検査などを行なっており、安全性や品質の向上に努めています。

県及び県学校給食会主催の学校給食用パン品質審査会によると、<u>久留米市</u>に供給されているパンは、食味・食感に差はあるものの一定の水準に達しているとの評価を受けています。しかしながら、学校からぱさつき等について要望があったパンについては、<u>県学校給食会に味の改善を求めているところです</u>。

2回目

【質問趣旨】

- ①久留米市内に炊飯施設を直営で整備できないか。
- ②パンがおいしくないならば、コストを上げてはどうか。
- ③完全に米飯給食にできないか。

【回答要旨】

中央学校給食共同調理場以外に新たに炊飯施設を設置する場合は、土地の 取得、建物・炊飯設備の整備や配送の手配のほか、人員配置が必要となるな どの財政負担が生じることから、新設は難しいと考えております。

学校給食用のパンは県学校給食会から購入しております。パンの原料配合 規格や価格は県学校給食会が設定しているもののなかから選ぶことになり、 市独自の規格での注文はできませんが、食パン、ミルクコッペパンのほか、 価格は高くなりますが、メロンパン、キャロットパン、米粉パンなどの様々 な種類のパンを提供し、給食の充実を図っているところです。

学校給食の献立は、米飯、パンを主食として、それぞれに合った副食を組み合わせるなど多様な献立となるよう工夫しております。そのような中においては、パン給食もバラエティに富んだ献立の提供や子どもたちの嗜好の偏りをなくす視点、食育の観点からも重要な役割があると考えており、まずは週4回の実施を始めたところです。

【質問要旨】 3 スク

3 スクールカウンセラーについて

(1) その役割と現状、配置について

【質問趣旨】

スクールカウンセラーの配置が不足しており、拡充すべきだと思うがどのように 考えているか。

【回答要旨】

1 スクールカウンセラーの配置について

久留米市では、心理に関する専門的な知識経験を有し、児童生徒や保護者からの相談に対応するスクールカウンセラーを全ての市立学校に配置しています。このうち、小学校、特別支援学校及び市立高校は、市の予算で対応しており、1回あたり4時間で、月2回の配置が小学校6校と特別支援学校、月1回

の配置が小学校40校と市立高校になっています。

中学校は、県による配置に市配置分を加えて、全ての学校で週に1回、8時間以上の配置を行っています。

2 今後の配置体制について

スクールカウンセラーのニーズは年々高まっており、適切な配置体制が必要であると考えています。

市教育委員会では、これまでも相談状況に応じて配置体制の拡充を図ってきました。従来、委託のみで対応してきましたが、派遣の柔軟性を持たせるために、平成25年度より市が任用するスクールカウンセラーを学校教育課に1名配置し、その後、段階的に増員して、現在では5名体制となっています。

今後におきましても、相談状況に応じて、効果的なスクールカウンセラーの 配置を行っていきたいと考えています。

2回目

【質問要旨】 3 スクールカウンセラーについて

(1) その役割と現状、配置について

【質問趣旨】 小学校を週1回配置とした場合に何人必要になるのか。

【回答要旨】 市が任用するスクールカウンセラーを、週1回4時間で全ての小学校に配置する場合では、1回当たり4時間の勤務とすると23人となり、現在より18人の増員が必要になります。

したがって、スクールカウンセラーが効果的に職務を遂行するためには、研修による人材の育成も不可欠であり、人数だけでなく職員の能力を踏まえた計画的な体制の整備が必要になると考えています。体制の強化につきましては、この他にも人材の確保の困難性、財源の問題等もありますが、今後とも相談状況を踏まえながら、適正な配置に努めたいと考えております。

3回目

【質問趣旨】 小学校に週1回の配置、18名の増員を是非していただきたいがいかがか。

【回答要旨】 18名の増員につきましては、スクールカウンセラーが効果的に職務を遂行するためには、研修による人材の育成が必要です。人数だけでなく職員の能力を踏まえた計画的な体制の整備が必要ですので、今後とも相談状況を踏まえながら、効果的な配置を行っていきたいと考えております。

【質問要旨】 3 スクールカウンセラーについて

(2) カウンセラーの待遇について

【質問趣旨】 勤務時間、給与及び任期はどうなっているのか。また、任期の定めのない常勤職員として採用すべきではないか。

【回答要旨】 1 スクールカウンセラーの任用条件について

現在の勤務時間は、1日あたり6時間で週5日の勤務であり、給与は月額164,748円を支給しているほか、期末手当や勤勉手当などの諸手当もあります。また、任期は3年間であり、業務状況などに応じて最長2年の延長が認められることから、制度上は最長5年間の任用ができるようになっています。

2回目

【質問趣旨】 勤務時間、給与及び任期はどうなっているのか。また、任期の定めのない常勤職員として採用すべきではないか。

【回答要旨】

市が任用しますスクールカウンセラーは、これまで任期付非常勤職員でしたが、平成29年度より、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づきまして、一般職の任期付短時間勤務職員の任用に切り替え、給与や任期に係わる上限の改善を行ったところです。

任期は3年ですが、制度上は最長5年の任用ができるようになっており、再度の採用試験の受験もできるようになっておりますので、今後ともスクールカウンセラーを取り巻く状況を勘案しながら、効果的で効率的な任用と配置に努めていきたいと考えております。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】

- 1 教育行政・学校環境について
 - (1) 教職員の休職実態とその対応は

【質問趣旨】 教職員のメンタルの病気休職者数の実態はどうなっているのか。またその対応は どうしているのか。

【回答要旨】

1 精神疾患で休職している教職員の実態について

精神疾患で病気休職している教職員数は、平成27年度は4名で全教職員に占める割合は0.2%となっております。これは、2国00.54%よりも低い数値となっております。しかし、平成28年度には病気休職者数は8名となり、本年度は10月末の段階で4名となっております。

2 精神疾患への対応について

まず、予防的対応として、<u>市教育委員会に総括安全衛生委員会を、各学校には校内衛生委員会を組織し</u>、学校における安全衛生管理体制を推進し、教職員の労働安全の確保及び健康の保持増進に努めております。また、昨年度から全ての市立学校の教職員を対象に、メンタルヘルスの自己診断を行うストレスチェックを実施し、高いストレスのある教職員には、医師による個別指導を行う仕組みも取り入れております。

このように衛生委員会の設置やストレスチェックの実施などの対応を行っているのは、県内でも半数程度の自治体となっており、<u>久留米市はきめ細かな</u>対応を行っていると考えております。

次に、精神疾患で病気休職となった教職員への対応ですが、<u>できるだけ早期</u> <u>に職場復帰できるよう</u>、専門的な病院による復職に向けてのプログラムの紹介や計画的な復帰訓練などを実施しております。あわせて、<u>病気休職となった教員が担任する学級の児童生徒や保護者が不安を感じないように、担任外の教員が担任代行を行うなど、学校全体でフォローする体制づくりにも努めております。</u>

また、休職にまでは至らず病気休暇を取得した教職員に対しても、管理職や 同僚による日常的な声かけを行うとともに、スクールカウンセラーや産業医に 相談できる体制も構築し、<u>再発の防止に努めているところです</u>。

3 今後の対応

今後も引き続き、予防的対応の充実に努めるとともに、<u>現在、教職員のストレスの一因ともなっております教員の多忙化解消に向けた取組も推進し</u>、健康で働きがいのある職場環境づくりを進めていきたいと考えております。

【質問要旨】 1 教育行政・学校環境について

(2) 生徒の問題行動の実態とその対応は

【質問趣旨】 市立学校における児童生徒の暴力行為及びいじめに関する実態とその対応につい て問う。

【回答要旨】 1

1 暴力行為といじめの実態について

文部科学省が行う「生徒指導上の諸問題に関する実態調査」では、<u>久留米市</u>における平成28年度の暴力行為1,000人当たりの発生率は4.2件で、全国の発生率5.4件を1.2件下回りました。

発生件数は、対教師暴力 22 件、児童生徒間暴力 60 件、器物損壊 20 件の合計 102 件であり、平成 27 年度から 18 件減少しています。

<u>いじめについては、久留米市における平成28年度の1,000人当たりの認知件数は29.6件で、全国の認知件数31.8件を2.2件下回りました</u>。認知件数の内訳は、小学校591件、中学校125件の合計716件となり、平成27年度から57件増加しています。

また、いじめの内容は、「冷やかしやからかい、嫌なことを言われる」が最 も多く、約6割を占めています。

2 暴力行為に対する対応について

各学校では、暴力行為を未然に防ぐために、生徒指導担当教員やスクールカウンセラーなどの専門的人材を活用し、日頃から組織的に児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな対応を行っています。

なお、<u>暴力行為が発生した場合は、正確な事実確認を行い、必要に応じて青少年育成課や安全安心推進課、更には警察などと連携した対応を行うほか、臨時の生徒集会などを通して、暴力を容認しない学校風土の醸成を図っています。</u>また、市教育委員会では、情報共有による暴力行為発生時の連携強化のため、

警察や児童相談所等で構成する「児童生徒健全育成コア会議」を設置し、未然防止や対応の充実を図っています。

3 いじめ問題への対応について

いじめは、生命や人権に関わる重大な問題であり、早期発見、早期対応及びその確実な解消に取り組んでいます。各学校において、早期発見では、児童生徒や保護者への定期的なアンケートの実施や、毎年10月を「いじめ問題対応強化月間」に位置付けた集中的な取組を行っています。

いじめを認知した時は、全ての学校に設置するいじめ問題対策委員会による 組織的な解決に努め、加害児童生徒への指導とスクールカウンセラー等を活用 した被害児童生徒への支援を行っています。

また、市教育委員会では、いじめ問題の克服のため、警察や法務局等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有による連携の強化を図っています。

4 今後について

暴力行為、いじめ問題ともに、校長をトップとした組織的な生徒指導体制の 活用と、市教育委員会による関係機関との連携の取組を進め、学校と市教育委 員会が一体となって問題行動の解消に努めていきます。

2回目

【質問趣旨】

- ①学校のいじめ防止基本方針の活用とその成果はどうか。
- ②学校環境を改善するためのPDCAサイクルの取組の具体例を。
- ③学力トップの秋田、福井の視察結果と活用状況はどうか。

【回答要旨】

1 学校のいじめ防止基本方針の活用とその成果

久留米市では、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、平成27年1月に「久留米市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に向けた組織体制や防止のための取組を掲げています。

そのうえで、各学校が策定する学校プランには、いじめの防止等を含む「たのしい学校」づくりの評価指標を掲げています。<u>この指標については、年度末</u>に各学校で評価を行い、その結果を踏まえて次年度の取組に活かしています。

2 学校環境を改善するためのPDCAサイクルの具体例

市教育委員会では、第3期久留米市教育改革プランの中で評価指標を掲げ、 毎年度その進捗状況を評価し、その後の取組に活かしています。

ご質問にありました問題行動の解消を例にとりますと、プランの重点である「たのしい学校」の中で「いじめの認知件数や解消率」の評価指標を設けており、各学校でのアンケートの実施や市教育委員会による「いじめ問題対策連絡協議会」の取組などに活かしています。

3 視察結果と活用状況

昨年度、市教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果が全国トップクラスにある秋田市、能代市及び福井県福井市を視察しました。

その結果、<u>施策に関して大きな違いはないものの、教育委員会の指導主事による学校との関わりや、学校における取組の計画性と徹底度に差があることが</u>分かりました。

こうした結果を受け、今年度から指導主事を1名増員し、教員の指導力の向上を目指した学校訪問を始めており、小学校21校と中学校5校を訪問しています。

また、昨年度より、小・中学校の教務担当教員を対象に、全国学力・学習状況調査の結果分析や今後の具体的な取組に対するヒアリングを行い、助言指導を行っています。

【質問要旨】 1 教育行政・学校環境について

(3) 教育改革(反転授業の導入)について

【質問趣旨】 武雄市が行っているタブレットを活用した反転授業は、問題行動の減少や学力向上につながると思うが、久留米市の考え方を問う。

【回答要旨】 1 反転授業について

反転授業は「学校の授業」と「家庭での復習」という学習順序を反転し、児童生徒が自分で授業の予習を行い、学校はその予習をもとにした授業を行うものです

佐賀県武雄市では、平成26年に市内全ての小学校に、翌年には全ての中学校に、児童生徒一人1台のタブレットパソコンを配布し、授業前日に予習動画教材を活用した家庭学習を行い授業に臨む反転授業を行っています。

2 反転授業のメリットと課題

メリットとしては、児童生徒が基礎知識などを予習することで、授業では自 分の考えを持って意見交流を行うなど、協働的な学習を実施できることが挙げ られます。また、勉強に苦手意識を持つ児童生徒にとって、授業への不安が軽 減することが考えられます。

一方で、<u>必須授業数に対する予習動画教材の不足や、教材の原案作成及び更新が教職員の負担になるという課題があるほか、家庭環境などを背景にした予習の進捗状況や理解度の差が生じると、授業に支障をきたすことが考えられます。</u>

3 久留米市の考え方

このように、<u>反転授業にはメリットとともに、多くの課題も指摘されていることから、市教育委員会としては、現状での反転授業の導入は難しいと考えております</u>。

なお、反転授業に求められる「主体的な学習意欲」や「家庭での学習習慣の 定着」については、第3期久留米市教育改革プランが目指す学校力の向上に通 じるものと考えております。

今後とも、他自治体の先進的な取組などを参考に、様々な角度から効果的な 学習指導について検討していきたいと考えています。

【質問要旨】

- 1 教育行政・学校環境について
 - (4) 学校再編(適正化)の方向性は

【質問趣旨】

少子化が進む中、学校再編(適正化)は、通学区域審議会からの答申や国の考え 方などを踏まえて、早急に取り組むべき課題である。この課題についての市長の 考え方は。

【回答要旨】

1 小学校小規模化の対応における現状認識と市の考え方

少子化が進み、全国的に児童数が減少している中で、久留米市におきまして も、現在、市内46校の市立小学校における児童数は、昭和57年のピーク時 から、約60%にまで減少しています。

ここ数年は、久留米市が進めてまいりました定住促進政策などにより、児童 数は増加しているものの、国の将来人口推計では、今後も少子化、人口減少が 続くと予測されており、久留米市におきましても、長期的な児童数の減少傾向 は、避けられないと考えています。

今後も小学校の小規模化が進行しますと、次代を担う子どもたちの教育環境において、大きな教育的課題があることから、市教育委員会では、複式学級の回避・解消に向けた小規模特認校制度の導入や、本市小学校における小規模化対応方針について、小学校の統合を含めた継続的な協議が行われてきたものと認識しています。

また、小学校小規模化への対応は、一方で、地域コミュニティなどにも大きな影響を与えますことから、庁内関係部局間で緊密な連携を図りながら、現在、さまざまな課題について、協議、検討を行っており、現時点では、その対応方針の策定には、至っていないところです。

2 小学校小規模化における今後の対応

久留米市では、平成27年度に久留米市「教育に関する大綱」を定め、「一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり」を進めてまいりました。

小学校の小規模化の対応にあたりましては、市教育委員会と十分に協議しながら、子どもたちにとって、よりよい教育条件、教育環境の整備に取り組んでいかなければなりません。

今後も、引き続き、関係部局間で緊密な連携を図り、市議会をはじめ、関係 者の皆さまとも十分な協議を重ねながら、さまざまな課題についての検討を行い、できるだけ早く方向性を出す必要があると考えています。

【質問議員】 田中 多門 議員

【質問要旨】 4 地方教育行政法改正後の市長の取り組みについて

【質問趣旨】 地教行法改正後、その趣旨を踏まえ、市長はどのように教育行政に関わり取り組んだのか。また、今後、どのような方向で進むことを期待しているのか。

【回答要旨】 1 改正地教行法を踏まえた教育行政に関する取組

地方教育行政における責任体制の明確化、首長と教育委員会との連携の強化等の観点から、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正・施行されました。

久留米市長としてはこの改正を受け、教育課題やあるべき姿を教育委員会と 共有し、久留米市の教育をより一層充実するための方策を協議する「総合教育 会議」を設置しました。

総合教育会議では、平成27年度に、教育に関する大綱と第3期教育改革プランの策定について、平成28年度には、学力の保障と向上について協議を行い、今年度は「教員の多忙化」や「特別支援教育」をテーマとしています。

久留米市の<u>「教育に関する大綱」は、国際化に対応した外国語教育の充実を</u>織り込むとともに、シティプラザや市美術館の活用など、久留米市の特色を生かした教育に力を注ぐとした点が大きな特徴となっています。

さらに今年4月は、<u>教育委員長と教育長を一本化した新教育長を議会の同意</u> の下に任命し、法改正に対応した新しい教育委員会制度に完全移行しました。

2 大綱を踏まえた事業への取組

教育委員会では、教育に関する大綱を踏まえて具体的な教育施策を定めた第3期久留米市教育改革プランに基づき、既存の施策だけでなく、新たな施策についても取組を進めております。

具体的には、中学生イングリッシュ・キャンプの実施や市負担による中学3年生全員の英検受験の実施、さらには原則小学校教員全員を対象とした英語指導研修の実施などの新規事業に加え、スクール・ソーシャルワーカーや指導主事の増員など、市としても予算面や人員配置の面で積極的な支援を行っています。

3 今後への期待

教育に関する大綱や教育委員会が策定した第3期久留米市教育改革プランは、 私がこれまで教育委員会と密接に連携し、議論を重ね、築きあげてきたもので あり、次代を担う子どもたちの教育に既に深く浸透しているものと考えており ます。

そうしたことから、<u>次のリーダーには、施策の継続性も踏まえ、これまでの</u>取り組みの充実を図りながら、新たな課題にも対応し、未来を担う人づくりを 積極的に進めていただきたいと思います。

今後とも市長と教育委員会が車の両輪となり、夢に向かって学ぶ「くるめっ子」の育成に努力を重ねていただくことを期待しています。

質問一覧(市民文化部関連)

質問議員	質 問 内 容
<個人>	
吉冨 巧 議員	1 トップアスリートへの支援について
永田 一伸 議員	1 郷土久留米に「ふるさと人物資料館」を
塚本 弘道 議員	3 教育行政について
	(2) 子ども読書活動推進計画について
田住 和也 議員	1 日本一住みやすいまち・久留米の実現に向けて
	(3) スポーツ(団体・個人)支援について

(市民文化部関係)

個人

【質問議員】 吉冨 巧 議員

【質問要旨】 1 トップアスリートへの支援について

【質問趣旨】 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催まで3年をきる中、久留米市でもオリンピック選手に選ばれる可能性がある若い選手の活躍が見受けられる。そこで久留米市が行っているトップアスリートへの支援、特に食生活に対する支援状況についてお伺いしたい。

【回答要旨】 1 トップアスリート支援の基本的な考え方について

世界大会や全国大会等で優秀な成績を残しているアスリートの活躍は、競技スポーツを活性化させるとともに、スポーツへの関心を高め、本市のスポーツ振興につながる有意義なものであり、<u>トップアスリートへの支援は非常に重要</u>であると考えております。

2 トップアスリートへの支援状況について

このような中、久留米市では本年度から2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指す、久留米市在住及び久留米市ゆかりのトップアスリート、並びにトップアスリートを目指すジュニア世代に対する「トップアスリート支援事業」を行っております。

その中で柔道、自転車、ラグビー、カヌーの4競技から7名の選手をトップ アスリート強化指定選手として認定し、その活動に対し最大50万円の補助金 を交付し支援しております。

<u>また、トップアスリートを目指すジュニア世代に対しましても、柔道の</u><u>元日本代表選手</u>七戸<u>龍</u>選手などによるスポーツ教室の開催を、今年度5競技で予定しております。

ご質問の選手の食生活への支援につきましては、<u>日々のトレーニングと同様、食生活が栄養管理も含め重要であることは認識しており、先ほど申し上げました「トップアスリートへの補助制度」の中でも、食事や栄養面からの指導を受けることも可能となっております。</u>

また、ジュニア世代に対するスポーツ教室におきましても、技術指導だけで はなく、食生活に関する教室を実施することで、対応できるようにしておりま す。

二回目

【質問趣旨】 オリンピック・パラリンピックを目指すトップアスリートの日頃の食生活は特に 重要と考える。食生活に特化したアスリートフードマイスターによる指導及び資 格を取得するための支援制度を作る考えはないか。 【回答要旨】 1 トップアスリートの食生活の重要性について

アスリートの体づくりやコンディションの調整のためには、食事内容や食事のタイミングが重要とされています。そのため、選手本人や選手をサポートする監督や親族等が「食」についての理解を深めることで、怪我の回避や効率の良いトレーニングによる体力や技術の向上が図られることは認識しております。

2 アスリートフードマイスターとは

ご質問のアスリートフードマイスターとは、アスリートのパフォーマン スを最大化するために、年齢別・種目別・時期別に合わせ、最適な食生活に関するプログラムを提供する人材と言われており、1級から3級の資格がございます。

3 アスリートフードマイスターの活用及びその資格取得の支援について アスリートの食生活に対する支援につきましては、先ほど述べましたように 「トップアスリート支援事業」の中でも対応しておりますが、<u>お尋ねのアスリートフードマイスター制度の活用も含め、どのような支援が有効なのか、十分</u> 検討しアスリートの支援に努めてまいります。

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 1 郷土久留米に「ふるさと人物資料館」を

【回答要旨】 1 先達の足跡を伝えることの意義

地域が生んだ多くの先達の活躍や足跡を学ぶことは、郷土の歴史や文化に対する関心、理解を深めるとともに、<u>次世代を担う人材を育成する上で極めて大切なことだと考えます。</u>そして、こうして培った久留米の伝統や文化が地域の個性となり、久留米市の発展の基礎へと繋がっていくものと考えております。また<u>久留米市出身者の人材の豊富さは、都市として大きな魅力の一つ</u>となっており、久留米市の認知度の向上にも大きく寄与しているものと考えます。

2 先達の足跡を伝える施設について

久留米市には先達・著名人を一同に紹介している常設の施設はありませんが、 昨年開館しました石橋正二郎記念館をはじめとして、<u>民間施設を含めると8人</u> の先達・著名人をテーマとした10施設が公開されており、それぞれの年譜や 業績とともに、愛用品や関連資料なども紹介されております。

また、これまでに井上伝、田中久重、坂本繁二郎、真木和泉守、牛島謹爾など、郷土が生んだ先達に焦点をあてた企画展示や作品展も行ってきたところです。

一方、市内の小・中学校においては、<u>久留米市独自のふるさと学習として「くるめ学」の取り組み</u>を進めており、「くるめ学」副読本の中では、井上伝、田中久重、石橋正二郎、青木繁などを紹介し、「くるめ学」の学習を通じて先達の足跡について学んでいるところです。

3 今後の対応

そのような状況の中で、郷土の先達等を一同に紹介する人物資料館の整備は 一つの方策ではあると考えますが、一方で公共施設の最適化に向けた取り組み を進めているところであり、<u>まずは現在ある施設を最大限に活用していくこと</u> が効果的だと考えます。

併せて、<u>先達者の周年事業などを考慮しながら、タイムリーで効果的な企画</u> 展も行っていくことで、久留米市が生んだ先達者に関心を持ち、知っていただ くための取り組みに努めていきたいと考えています。

二回目

【質問趣旨】

中核市でありながら郷土の歴史や先人の功績を総合的に伝える資料館がない。新たに建設することは難しくても、まずは人物に焦点を当てて、既存の文化施設を活用したり、公共施設の最適化を図りながら、施設を有効活用するなど創意工夫をすべきだと考えるが、そのような課題をどう捉えているか

【回答要旨】

ご指摘のとおり、現在、久留米市には、久留米市の歴史、文化を継承し市民が学ぶ拠点施設は有しておりません。

一方で、久留米の歴史と文化を継承し、歴史と文化を共有する市民意識の醸成は重要な課題であると認識しておりまして、久留米市新総合計画第3次基本計画におきまして、計画期間である<u>平成31年度までに「(仮称)久留米市歴</u>史博物館」の整備について方針を決定することとしたところです。

そして、その検討を進めるにあたりましては、<u>久留米を発展させ形作った</u> 人々の足跡を学ぶ場の提供も重要なテーマのひとつとなると考えます。

今後の財政運営は容易ではありませんが、<u>既存の公共施設の見直しや利活用、</u> 社会教育施設の連携などに工夫を凝らしながら、市民に郷土の歴史、先人の足 跡を学ぶ場を提供することは十分検討すべき課題であると捉えています。

【質問議員】 塚本 弘道 議員

【質問要旨】

- 3 教育行政について
- (2) 子ども読書活動推進計画について

【質問趣旨】 「第2次子どもの読書活動推進計画」の成果・課題と「第3次計画」の重点取り 組みについて

【回答要旨】

1 「第2次子どもの読書活動推進計画」の成果・課題

久留米市では、平成19年度からの「第1次子どもの読書活動推進計画」に 続き、平成24年度から平成28年度まで「第2次子どもの読書活動推進計画」 を進めてまいりました。第1次及び第2次計画の10年間の取り組みにより、 市内の小・中学校及び高等学校の児童・生徒の「読書量」が増え、「不読率」 も改善しました。

これは、乳幼児期におけるブックスタート参加率の上昇、読み聞かせ・おはなし会の充実、学校における朝読などの読書活動や学校及び市立図書館の蔵書の充実などの取り組みの成果であると認識しています。

一方で、<u>保護者への絵本や読み聞かせの大切さの啓発不足、スマホの普及や</u> 児童・生徒の行動や興味の多様化による読書離れが課題となっています。

2 「第3次子どもの読書活動推進計画」について

今年度から、「地域社会全体での取り組みにより、子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進める」ことを目標に「第3次子どもの読書活動推進計画」がスタートしました。

今日の子どもを取り巻く読書環境は、経済的格差の拡大、書店数の減少など望ましくない状況もございます。そのため、第3次計画では、①子どもの学力支援 ②図書館を利用しにくい子どもの支援 ③保護者の啓発に重点的に取り組んでまいります。

具体的には、<u>小・中学生の「不読率」の改善を目標とする数値を定め</u>て、その実現のために、ブックスタート参加率、学童保育所などへの団体貸出数、保

護者への働きかけ、学校及び市立図書館での児童・生徒の図書貸出数や児童図 書蔵書数などの分野でさらに目標数値を定め、庁内の関係部局が連携・協力し て計画を具現化してまいります。

二回目

【質問趣旨】 ①具体的な「保護者の啓発」について

②「読書通帳」の導入について

【回答要旨】 1 具体的な「保護者の啓発」について

具体的な「保護者の啓発」につきましては、ブックスタートやおはなし会などにおいて、読書の大切さを直接保護者に伝え、幼稚園・保育園等では、保護者学習会や絵本の紹介などを進めております。また、家読(うちどく)を行うためのブックリストを小学校を通じて配布したり、文部科学省発行のパンフレット「絵本で子育てを楽しく」を幼稚園・保育園等を通じて配布しています。乳幼児など小さい子どもたちの読書推進は、保護者や家庭の理解が重要ですので、今後とも、引き続き保護者への働きかけを行ってまいります。

- (※)「家読(うちどく)」家庭で読書の習慣を共有すること。基本は家族で好きな本を読んで、読んだ本について話すこと。
- 2 「読書通帳」の導入について

ご提案の「読書通帳」につきましては、読んだ書籍や借りた書籍を記録していくことで、子どもの読書意欲に一定の効果があるとして、導入している自治体があります。

久留米市としましても、子どもたちがさらに読書活動に興味を持つような効果的な手法を、研究してまいりたいと考えています。

【質問議員】 田住 和也 議員

【質問要旨】 1 日本一住みやすいまち・久留米の実現に向けて

(3) スポーツ (団体・個人) 支援について

【質問趣旨】 「スポーツを活かしたまちづくり」の取り組みの中で、どのような支援をしているのか、課題も含めて現状をお伺いしたい。

【回答要旨】 1 基本的な考え方

久留米市では現在、「スポーツを活かしたまちづくり」に取組んでおり、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念に、市民が躍動できる生涯スポーツ振興体制の整備・充実を図ることを目的として、各種施策を進めているところです。

2 現在のスポーツ関連の支援の取り組みと課題について 現在、スポーツ施設の改修や整備など、ハード面の支援とソフト面の支援の 両面に取り組んでおります。

まず、ハード面といたしましては、市民の皆様が活動したくなるスポーツ施設の整備・拡充を図るために、来年6月オープン予定の(仮称)久留米スポーツセンター体育館や東部運動公園などの新しい施設の整備を進めると共に、久留米市野球場などの既存施設の改修なども計画的に行なっているところでございます。

しかしながら、新たな施設の建設につきましては、用地確保や建設費用等の 課題がございますので、既存施設の有効活用や近隣施設の相互活用などを検討 していく必要があると考えております。

次に、ソフト面の支援といたしましては、幅広く市民スポーツへの支援と競技スポーツへの支援の二つに大きく分けて取り組んでおります。

市民スポーツの支援といたしましては、日頃、運動していない方々に運動習慣を身につけていただく為、だれでもが気軽に参加できるスポーツ教室の開催やスポーツ指導者を派遣するなどの事業を行なっております。

また、競技スポーツへの支援といたしましては、大規模スポーツ大会の開催を支援する「スポーツ大会振興事業費補助金」制度や(公財)久留米市体育協会を通して、各種競技団体が行なう事業への財政支援や九州大会以上の大会に出場する皆様へ出場奨励金の支給などを行なっております。

特にトップアスリートへの支援といたしましては、今年度より久留米市ゆかりのトップアスリートが、競技に専念できるようその活動に対して最大50万円の補助金を交付しております。また、トップアスリートを目指すジュニア世代には、競技レベルの向上を図るために、柔道など5競技の元日本代表選手等が技術指導を行う教室の開催を始めております。

一方、全国大会や世界大会で優秀な成績を残した選手の情報発信等には、課題があったと認識しております。

今後とも、生涯を通じた市民スポーツの振興や競技スポーツへの支援に努めてまいります。

二回目

【質問趣旨】

久留米市ゆかりのスポーツ選手の活躍を、もっと情報発信するとともに、スポーツ選手に協力していただき、スポーツ振興に力を入れていることをアピールすべきではないのか。

【回答要旨】

1 優秀な成績を残した選手の情報発信について

現在、市や(公財) 久留米市体育協会のホームページでの情報発信に加えまして、JR久留米駅等で成績を掲示するとともに、報道機関への情報提供を行っているところではありますが、今後はよりたくさんの皆様に情報発信できるよう取組を進めてまいります。

2 久留米市のスポーツ振興の情報発信について

今年8月に陸上競技の強豪国であるケニア共和国と2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプに関する基本合意書を締結いたしました。これを契機に、全国に向けて積極的な情報発信に努めてまいります。

また、久留米市ゆかりのスポーツ選手の「ふるさと大使」就任やスポーツ教室での指導などを通じまして、久留米市のスポーツ行政をアピールしていただくことは、非常に有意義であると認識しております。

今後は、これまでの取り組みを充実・強化することに加えまして、「スポーツが持つ多様な力」を効果的に活用しながら、「スポーツを活かしたまちづくり」に取り組み、「スポーツのまち・久留米」のPRに努めてまいります。

平成30年度久留米市立中学校選択制の申請結果について

(平成29年12月1日確定)

1 対象者数 平成30年度中学校新1年生

2 対象中学校数 久留米市立中学校17校

3 申請期間 平成29年10月24日~平成29年11月10日

4 変更申請期間 平成29年11月24日~平成29年11月30日

5 抽選実施校 なし

6 結果

(単位:人)

		(十円:7代)
申請者数	決定者数	辞退
73	70	3

(単位:人)

					(単位:人)
中学校名	当初の 受入れ数上限	申請者数	他の中学校を 申請した人数	申請結果による 受入れ数上限	選択制による 最終決定者
	Α	В	С	A+C	
城 南	15	8	2	17	8
江 南	20	4	12	32	4
櫛原	10	4	8	18	4
牟田山	15	10	3	18	10
諏 訪	20	16	3	23	16
良山	10	0	4	14	0
明星	20	4	27	47	4
宮ノ陣	10	1	1	11	1
荒木	10	1	4	14	1
筑邦西	10	6	1	11	5
屏 水	20	1	0	20	0
青 陵	10	2	6	16	2
高牟礼	20	16	0	20	15
田主丸	20	0	0	20	0
北 野	20	0	1	21	0
城 島	10	0	0	10	0
三潴	10	0	1	11	0
総 数	250	73	73	323	70

平成29年度 小中学校英語教育充実事業の結果について

1 小中学校英語教育充実事業について

久留米市では、「教育に関する大綱」及び「第3期久留米市教育改革プラン」に基づいて、 グローバル社会でコミュニケーション能力を発揮し、夢を実現できる子どもたちを育むた め、H28年度から小中学校英語教育充実事業を実施している。

2 小学校教員外国語活動研修

(1) 目的等

小学校5~6年生の外国語科及び3~4年生の外国語活動は、平成30年度から段階的に導入され、32年度から全面実施になる。そのため、小学校教員を対象に、平成28・29年度の2年間で実践的な研修を行い、小学校教員の英語力の育成と外国語活動における指導力の向上を図る。(予算5,155千円)

(2) 実施日・対象者

平成29年8月22日~23日 9:00~16:30 小学校教員を対象に、341人が4会場に分かれて受講(2年間で702人受講)

(3) 研修方法

少人数のグループに分かれ、外国語指導助手(ALT)との会話や英語を用いた表現活動を通して、基礎的な英語を使い慣れるとともに、指導方法や教材の活用方法を学ぶ。

(4) 研修内容〈講義・演習〉

【1日目】テーマ「やさしい英語で話す」

外国語活動の指導に用いるクラスルーム・イングリッシュや補助教材に使用されている表現に触れ、基本的な英文法を学ぶ。

【2日目】テーマ「英語を使ってチャレンジする」

補助教材に使用されている表現を用いたペア・トーク、スピーチ、英語劇づくり等 を通して、身近な英語を使い慣れる。

(5) 受講者の反応

受講後のアンケートでは、「授業の具体的な流れや全体像が理解できた」「今後の英語教育がどのように変わるのか、どのように必要とされているかが分かった」等の理由から、ほぼ全員の受講者が「役に立つ」と回答した。

3 中学生イングリッシュ・キャンプ

(1) 目的等

英語に対する関心が高い中学生を対象にして、英語のみを用いた宿泊体験活動を実施することによって、英語のコミュニケーション能力を育成し、英語の学習意欲や国際社会で活躍したいという意欲を高める。また、キャンプで経験したり学んだりしたことを参加者自らが報告する時間を各学校で設定し、英語によるコミュニケーションの楽しさを多くの生徒に伝え共有する。(予算 1,9 2 3 千円)

(2) 実施日・場所

平成29年8月8日~10日(2泊3日) 久留米商業高等学校セミナーハウス

(3) 参加者

市立中学校1~3年生で、英語学習に関心があり、卒業までに英検3級以上を取得する意思がある生徒。45人参加(1年生6人・2年生10人・3年生29人)

※ 応募者数:80人(H29) 53人(H28)

(4) 実施内容

① 研修体制

計16人(外国人講師11人、委託業者のスタッフ4人、看護師1人)

② 主なプログラム

「1日目〕入国式(インタビューテスト)自己紹介、クイズ、ゲーム、スピーチ作り

[2日目] 歌とダンス、ディベート、聞き取りゲーム、英検クイズ、英語日記

[3日目] プレゼンテーション(久留米市のよいところを発表)、出国式

(5) 参加者の反応 (アンケート結果) ※ []内はH28 年度数値

		問1	問 2	問3	問4	問5
	質問事項	イングリッシュ・キャンプに 満足しました か	聞き取ったり 感じ取ったり しながら活動 できましたか	他者と英語に よるコミュニ ケーションを 取れましたか	英語をもっと 学びたいと思 いましたか	次回のイベン トやキャンプ に参加したい と思いますか
	とても	90.7 [93.3]	67. 4 [62. 2]	69.8 [57.8]	83.7 [84.4]	86.0 [80.0]
回	まあまあ	9.3 [6.7]	30. 2 [35. 6]	25.6 [37.8]	16.3 [15.6]	14.0 [15.6]
合 %	あまり	0.0 [0.0]	2.3 [2.2]	4.7 [4.4]	0.0 [0.0]	0.0 [2.2]
	まったく	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [2.2]

4 英語検定受験事業

(1) 目的等

グローバル化が進む国際社会の中で生き抜くためには、外国人とのコミュニケーションや異文化理解が重要であることから、英語の学習意欲や英語運用能力の向上を図ることを目的として、英語検定受験事業を実施する。(予算8,987千円)

(2) 実施日等

[一次試験] 平成29年10月6日(金)及び8日(日) 筆記・リスニングテスト

[二次試験] 平成29年11月5日(日) 面接形式のスピーキングテスト(2~3級)

(3) 対象者

市立中学校3年生全員

(4) 実施方法・評価指標

公益財団法人日本英語検定協会が実施する「実用英語技能検定」の検定料を市が全額 負担する。なお、教育改革プランでは「中学校3年生までの英検3級以上の取得率が全 国平均を超える」ことを評価指標として掲げている。

(5) 実施結果

① 受験状況

級	目安	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率(%)
2級	高校卒業程度	5 1	8	15.7
準2級	高校中級程度	3 0 6	8 7	28.4
3級	中学卒業程度	1, 319	6 1 5	46.6
4級	中学中級程度	568	278	48.9
5級	中学初級程度	280	1 7 0	60.7
	合計	2, 524	1, 158	45.9

- ② 評価指標:中学3年生の英検3級以上取得率《「英語教育実施状況調査(文科省)」より》
 - 3級以上取得している生徒の割合(%)の推移

	H25	H26	H27	H28	H29
久留米市	12. 1	15. 1	15. 9	20.8	32. 3
全国	16. 5	18. 4	18. 9	18. 1	

定例教育委員会資料 平成29年12月22日 教育部学校教育課

柔道グランドスラム東京2017の成績報告について

1 概要

柔道グランドスラム東京2017の女子78kg超級において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス2年の素根輝(そね あきら)選手が準優勝という輝かしい成績を収めました。

2 大会概要

名称 : グランドスラム東京 2 0 1 7 主催 : 公益財団法人全日本柔道連盟 会場 : 東京体育館 (東京都渋谷区)

3 日程

平成29年12月2日(土)~3日(日)

- 2日(土) 男子60kg級・66kg級・73kg級女子48kg級・52kg級・57kg級・63kg級
- 3日(日) 男子81kg級・90kg級・100kg級・100kg超級 女子70kg級・78kg級・78kg超級

4 成績

女子78kg超級 準優勝

定例教育委員会資料 平成29年12月22日 教育部学校教育課

第6回「くるめ学」子どもサミットについて

1 目的

久留米の自然、産業、祭り、歴史、郷土の先人などについて知り、それを久留米のよさとしてとらえ、「ふるさと久留米」に対する誇りと愛情を育むのが「くるめ学」である。毎年度子どもサミットを開催して各学校の学習成果を発表し合い、教職員に「くるめ学」の趣旨や意義を改めて周知するとともに、保護者や市民にも公開することで、各学校における「くるめ学」が一層充実することを目指す。

2 参加者 (384名)

児童生徒173名、小・中・特別支援学校の教職員78名、保護者・市民130名、来賓3名

3 日程

1 3 : 5 0	開会行事
14:00	発表 1 日吉小学校 (3年) 「伝えよう 日吉校区のじまんポイント」 発表 2 宮ノ陣小学校 (4年) 「つないでいこう ふるさと宮ノ陣のたから」 発表 3 青木小学校 (4年)
14:45	「城島の地域を見つめ直そう〜筑後川の宝 エツについて〜」
14:55	発表 4 年田山中学校(1年) 「地域の人々の思いを知り、自己の生き方を考える 〜久留米検定牟田山 Ver.の作成を通して〜」
15:15	発表校の指導者によるシンポジウム コーディネーター:学校教育課 指導主事
15:45	閉会行事

4 発表内容

発表1:【日吉小学校3年「伝えよう 日吉校区のじまんポイント」】

社会科で校区について調べたときにうまれた新たな疑問をもとに、地域の方々や保護者にアンケートをとり、日吉校区には自慢できることがたくさんあることを知りました。

その中で特に興味をもった3つのポイント「久留米シティプラザ・オカモト商店(久留米絣)・ 日吉神社」について見学やインタビューなどで情報を集めました。すばらしい場所やもの、ふるさ とを大事に思う人々の願いを知り、自分たちも校区を大切にしてきたいという思いを伝えました。 (プレゼン資料から)

久留米絣 大川家具 城島のかわら







▶久留米シティプラザ利用者の声

遠くにいかなくてもいい演奏 や演劇、ミュージルカルを見 ることができてうれしい!



▶久留米シティプラザの方の思い

みんなが喜んでくれるそんなところに したい!

発表2:【宮ノ陣小学校4年「つないでいこう 宮ノ陣のたから」】

宮ノ陣には、古くから続く伝統行事の御供納めや、歴史ある宮ノ陣神社などの宝があることを知り、地域の宝について詳しく調べていきました。

調べ活動を通して、宮ノ陣の宝を守り未来へつなげようとしている素敵な地域の方々に出会い、 ふるさとを大切に思う気持ちをふくらませました。自分たちのふるさと宮ノ陣に誇りをもつ人々か ら学んだことを、次は自分たちが未来へつないでいこうという思いを発表しました

(プレゼン資料から)





発表3:【青木小学校4年「城島の地域を見つめ直そう」】

卵を産むために毎年5月から7月まで筑後川下流にのぼってくる有明海にしかいないエツについて、体のつくりやえさ、漁の仕方、料理方法などを詳しく調べました。地域の方への取材活動や、料理の体験活動などを通して、エツを大切にしていきたいという気持ちになりました。

これから自分たちにできることを考えるとともに、ふるさと城島町の宝「エツ」を広く知ってもらいたい、未来に残したいという願いを発表しました。

(プレゼン資料から)



まとめ

〜城島町の宝、筑後川の宝「エツ」を 守り続けるためには〜

> 〇よごれた水を流さない。 〇ごみを捨てない。など

> > わたしたち一人一人が、 気をつけないといけない。

発表4:【牟田山中学校1年「地域の人々の思いを知り、自己の関わり方を考えよう」】

「ふるさと久留米」について知っていること・知らないことを整理して課題設定をし、8つのジャンル(自然・食文化・産業・人物・農業・観光、祭り・歴史・校区)に分かれて調べ活動を行いました。見学やインタビュー、資料の活用を通して情報収集をし、今まで知らなかった久留米のよさや久留米で働く人々の思いを知りました。それをもとに、「久留米検定 牟田山バージョン」を作成し問題を解き合い、学校や保護者、校区にも発信しました。

(プレゼン資料から)



第8問(1級)【校区・コミュニティーセンター】

•コミセンの方々は、地域の 子どもたちに対してどの ような考えをもって いらっしゃるでしょう?



•正解 校区の子どもは校区で育てる (その思いが今の南校区を作っています)

シンポジウム:【「くるめ学」を活用した授業づくりについて】

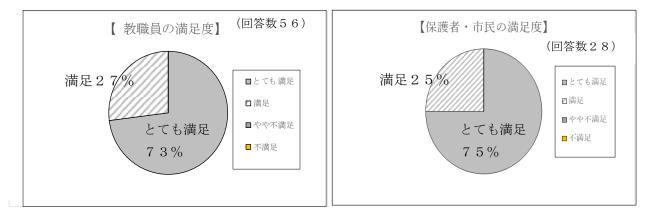
学校の発表後には、発表校の指導者が出席してのシンポジウムを行いました。まず、久留米の偉人であり本市の学校教育に多大な貢献をされた石橋正二郎氏のQ&A形式による紹介から始まり、それぞれの学校の実践をもとに「くるめ学」を活用した授業のよさや工夫について意見交換を行いました。



5 成果と課題

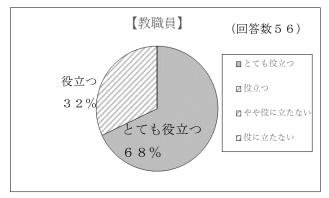
(1)参加者の満足度について

アンケート結果から、教職員、市民・保護者の100%が、「くるめ学」子どもサミットに「とても満足」「満足」と回答。



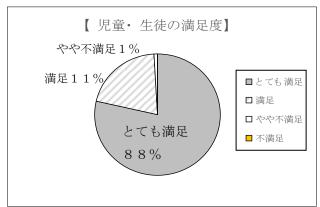
(2) 「くるめ学」の充実について

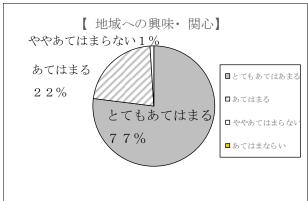
「このサミットは『くるめ学』の充実に役立つか」の問いに対し、教職員の100%が「とても 役立つ」「役立つ」と回答。



(3) 児童生徒の満足度、地域への興味・関心度について

アンケート結果から、児童生徒の99%が、「くるめ学」子どもサミットに参加して「とても 満足」「満足」と回答。また、「『くるめ学』の学習を通して、以前よりも地域に興味・関心を もてたか」の問いに、99%が「とても該当」「該当」と回答。 (回答数172)





(3) 感想(抜粋)

① 教職員

- 自分たちの学びを堂々と表現する様子はとても素晴らしく感動的でした。
- 久留米市の「ひと・もの・こと」に対して、一人ひとりしっかり学びとったものがあった よい発表だったと感じました。
- 「くるめ学」に取り組む大切さや良さをしっかり認識できました。
- どのように地域教材を生かして学習させていくのか、課題設定から学びの過程が発表の中に 入っていたので、自分もよりよい授業づくりができそうだと思いました。

② 来賓、市民・保護者

- とても素晴らしい発表でした。今後もこの学習は続けてほしいです。
- 長年久留米に住んでいますが知らないことばかり。大人も、子どもを通して久留米の魅力や 発見を知り、ふるさと愛を育んでほしいと思います。

③ 児童・生徒

- 校区のことを調べたり、やさしいゲストティーチャーの方にいろいろなことを教えてもらっ たりしたので、もっと地域が好きになりました。
- これからも久留米のことを知りたいと思いました。
- これから久留米で生きていくための知識や、久留米の人々の愛情にふれることができたので、 これからもっと深く人々の考えまで分かるようになるために、これからも「くるめ学」に一生 懸命取り組んでいこうと思います。

(4) 今後に向けて

教職員に対する研修としての意義から、子ども達が学習で分かったことを伝える場としてだけ ではなく、自ら課題を設定し主体的に問題解決をする学びの過程が分かるような発表内容・方法 となるよう更に工夫をする。

平成29年度南筑高等学校の修学旅行における姉妹都市交流について

1 概要

市立南筑高等学校の2年生が久留米市の姉妹都市である福島県郡山市を修学旅行で訪れ、交流を行いました。

2 修学旅行の概要

(1) 目的地

福島県(郡山市、いわき市)、東京都、千葉県

(2) 日程

平成29年12月3日(日)~6日(水)

(3) 参加者

2年生(約220人)及び引率教員(10人)

3 郡山市との交流について

(1) 経過

明治4年の廃藩置県により、多くの武士が失業し、その救済事業として各地への入植が図られました。

明治11年11月11日に、久留米藩士141世帯585人が東北の地、安積原野に入植しました。この久留米藩士の筆舌に尽くせぬ努力によって、安積疏水の開発と安積野の開拓が進められ、今日の郡山市の礎が築かれました。

以来、双方の交流は脈々と続き、昭和50年8月3日に姉妹都市の調印が行われました。現在も久留米市と郡山市は深い絆で結ばれています。

(2) 郡山市の概要

人口 334,636 人(H29.10.1 現在)

面積 757.2 km²

備考 中核市

4 姉妹都市交流について

平成29年12月3日に郡山市を訪問し、郡山市役所において、副市長をはじめ、明治時代に旧久留米藩士らの入植で開拓された郡山市久留米地区の市民、久留米開墾報徳会及び地元の児童生徒による歓迎を受け、親交を深めました。

定例教育委員会資料 平成29年12月22日 教育部学校教育課

平成29年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について

1 概要

文部科学省では、地域と学校が連携・協働した基盤的な活動等のうち、他の模範 と認められるものに対して、文部科学大臣表彰を行っています。

このたび、平成29年度の表彰団体が発表され、久留米市の「屏水中学校区スローメディア推進活動」が文部科学大臣表彰を受賞しました。

2 表彰日等

日時 平成29年12月7日

場所 文部科学省講堂

所管 文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 地域学校協働推進室

3 取組について

(1) 概要

スマートフォンの所持率の増加や、メディアトラブルの低年齢化の全国的な状況を受けて、屏水中校区では、就学前の児童からの教育の積み上げを重視し、平成20年からメディアとの付き合い方について地域ぐるみで取り組んでいます。

(2) 具体的内容

映像メディアに接する時間を減らし、家庭での 会話時間や本・新聞などの活字媒体に接する機会 を増やすため、中学校の定期考査前1週間の期間 に、中学校区内の園児から中学生までとその家庭 が揃って取り組みます。

メディア視聴2時間以内というルールのもと、 屏水中学校では、期間中生活ノートに生徒が視聴 時間や家庭学習の予定を書き込み、保護者は学習 状況を点検します。担任は、ノートの内容を見て、 助言等をコメントします。

スローメディア通信を発行し、幅広く周知しているほか、屏水中学校区で開催される人権フェスタにおいて、教職員・PTA・地域が連携してスローメディアの劇を上演し、啓発を行っています。



定例教育委員会資料平成29年12月22日市民文化部体育スポーツ課

全国障害者スポーツ大会バレーボール競技の成績報告について

1 概要

第17回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技において、のぞえ総合心療病院の通所者で構成された「NOZOE」が優勝という輝かしい成績を収めました。

2 大会概要

名称 : 第17回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技

主催 : 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省 他

会場: 八幡浜市民スポーツセンター(愛媛県)

3 日程

平成29年10月28日(土)~29日(日)

- ① 視覚障害者の部
- ② 知的障害者の部
- ③ 精神障害者の部(1府6県参加)

4 成績

バレーボール精神障害者の部 優勝